

ID: 602

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第90条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。 (工事現場の危害の防止) 第90条 3 第3条第2項及び第3項、第9条(第13項及び第14項を除く。)、第9条の2、第9条の3(設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。)並びに第18条第1項及び第25項の規定は、第1項の工事の施工について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日